

# 大阪市警戒体制検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市地域防災計画に基づき開催する大阪市警戒体制検討会議（以下、「検討会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 大阪管区気象台からの気象情報のほか災害関連情報に関すること
- (2) 各委員の所属の対応方針に関すること
- (3) 組織体制及び動員体制に関すること
- (4) 広報に関すること
- (5) その他、危機管理監が検討の必要があると認める事項

## (組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 副議長は、危機管理室長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会議)

第4条 検討会議は、議長が委員を招集して行う。

- 2 議長は、検討会議を総理する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長が不在の場合はその職務を代理する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員の属する所属の職員を代理者として出席させることができる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会議への出席を求めることができる。
- 6 議長は、必要に応じ、書面又は電子メール等により検討会議を開催することができる。

## (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、危機管理室が行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附則

令和元年5月31日 施行

令和元年7月31日 改正

令和8年4月17日 改正

別表（第3条関係）

委員	下記所属の部長級（総務担当または防災担当）職員 ・ 政策企画室 ・ 経済戦略局 ・ こども青少年局 ・ 環境局 ・ 建設局 ・ 大阪港湾局 ・ 消防局 ・ 教育委員会事務局 ・ 区役所(代表) <sup>※</sup>
----	--

※区役所は災害時避難所を開設する可能性が高い場合に召集する。